

平成28年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
------	--------------------

平成29年3月31日現在


1. 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県障がい者更生センター (昭和58年10月1日)	所在地 電話 HP	松山市道後町二丁目12番11号 089-925-2013 http://www.yurinso.jp/
----------------	-------------------------------	-----------------	---

2. 指定管理者

指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 (5年間)
--------	-------------------	------	---------------------------------

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	身体に障がいのある人々又はその家族に対し、健康の増進及び社会参加の促進を図るため、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。	施設の外観 												
施設内容	宿泊室(和室4人4室、洋室2人5室、和室14人1室、和洋室5人1室)、大広間、会議室、娯楽室、食堂、厨房、喫茶コーナー、ロビー、温泉大・中浴場、家族浴室、身障者用トイレ、職員トイレ、事務室、支配人室、フロント													
指定管理者が行う業務	①更生センターの事業の実施に関する業務 ②更生センターの利用の許可に関する業務 ③更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④更生センターの利用の促進に関する業務 ⑤更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務													
施設の管理体制	<table border="1"> <tr> <td>嘱託支配人(1)</td> <td>嘱託副支配人(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>料理長(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主査(1)(法人他施設と兼務)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘱託応接員(8)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘱託調理員(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘱託警備員(2)(法人他施設と兼務)</td> </tr> </table>	嘱託支配人(1)	嘱託副支配人(1)		料理長(1)		主査(1)(法人他施設と兼務)		嘱託応接員(8)		嘱託調理員(2)		嘱託警備員(2)(法人他施設と兼務)	
嘱託支配人(1)	嘱託副支配人(1)													
	料理長(1)													
	主査(1)(法人他施設と兼務)													
	嘱託応接員(8)													
	嘱託調理員(2)													
	嘱託警備員(2)(法人他施設と兼務)													
利用料金等	利用料金制 <input checked="" type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容) -													
開館日・開館時間	年中無休													

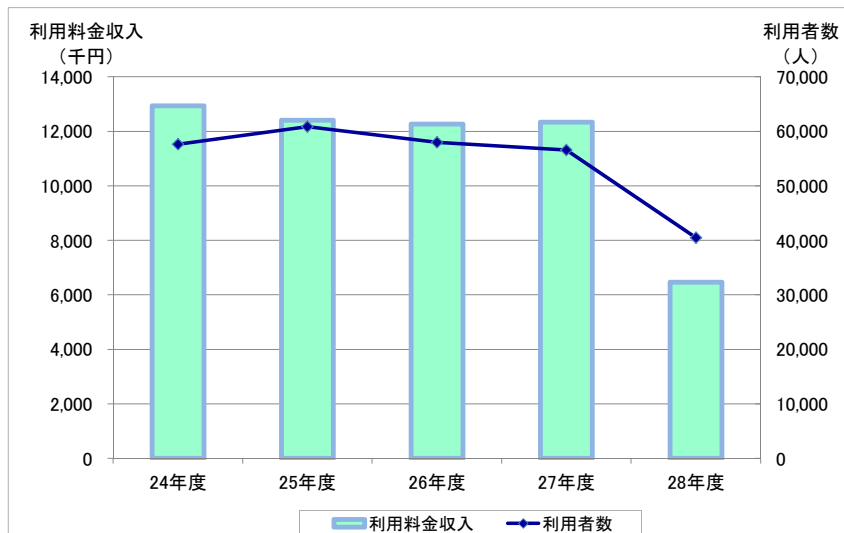
4. 指定管理業務に係る県の委託料

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
県委託料(千円)	31,596	31,596	33,537	33,537	33,537	33,537

5. 施設の利用状況

(1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対前年度増減率
利用者数(人)	57,639	60,837	57,979	56,593	40,472	△ 28.5 %
利用料金収入(千円)	12,938	12,401	12,260	12,331	6,457	△ 47.6 %



(2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)
平成29年9月から平成29年3月まで、大規模改修に伴い、宿泊、入浴、宴会、食堂施設の一部営業休止期間があったため

(利用料金収入)
平成29年9月から平成29年3月まで、大規模改修に伴い、宿泊、入浴、宴会、食堂施設の一部営業休止期間があったため

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は平成28年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施)

平成28年度の内容	平成29年度の内容(予定含む)
<p>○県内はもとより四国、中国、近畿、九州各県の障がい者施設等への宣伝広報</p> <p>○ホームページに宿泊予約状況等を掲載し、ネット予約を可能にした。また、事業団ホームページのブログに最新情報を掲載した。</p> <p>○イベントの開催、関連施設及び地元趣味サークルによるロビー展の開催</p> <p>○身体障がい者向けの歩行器や聴覚障がい者用の呼び出しブザーなど障がい者のための備品の整備</p> <p>○道後温泉地区立地の優位性、温泉引き湯の大浴場の魅力及び全館バリアフリーの施設構造等を軸とした宣伝広報</p> <p>○県外利用者増加策としてハイウェイマップ「わおマップ松山」等への広告掲載</p> <p>○クレジットカード決済の導入</p> <p>☆リニューアルオープンに先駆け内見会を開催し、福祉施設や関係機関等を招待し施設改修の広報を行った。</p> <p>☆内見会と同時に、ミニコンサートを開き、障がい者を含む多くの来館者を得た。</p> <p>☆改修工事期間において、食堂でワンコインランチ(500円)の実施</p>	<p>○リニューアル後の施設の紹介を中心としたリーフレットを作成し、県内外の障がい者施設や老人施設へ広報活動</p> <p>○隣接する身体障がい者福祉センターとの一体利用を進めて、高校生の合宿やボランティアグループの利用等促進</p> <p>○視聴覚障害者コンサート等のイベントの開催。また、関連施設及び地元趣味サークルによるロビー展の開催</p> <p>○道後温泉地区立地の優位性、温泉引き湯の大浴場の魅力及び全館バリアフリーの施設構造等を軸とした宣伝広報</p> <p>○県外利用者増加策として情報誌への広告掲載</p> <p>○障がい者や高齢者など食物アレルギーのある方に配慮したメニューの開発・研究</p> <p>☆障がい者や高齢者向けの宿泊予約サイトの充実</p> <p>☆ロビーでのインターネットサービスの実施</p>

イ) 利用者からの声への対応状況(平成28年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容	利用者からの苦情・要望への主な対応状況
<p>・身体障がいと国指定難病があり、なかなか旅行が難しいが、この施設があると旅行に出る気になるので、すごく助かる。バリアフリーと値段に魅かれました。全国にもっとこのような施設が必要で</p>	<p>・近年、全国的に更生センターは減少している。しかし、障がいのある方や高齢者が利用しやすい宿泊施設は今後より必要となることから、更なるサービス向上に努める。</p>

7. 平成28年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
<p>平成28年度の利用者数は、愛媛県による大規模改修工事により営業ができない期間があったことから、16,121人減少し、使用料収入も前年度比約5,874千円の減収となりました。改修工事により、営業が制限されましたが、利用者へのサービス低下を最小限に留めるため、喫茶やマッサージは休業せず、また、宴会場は工期を短縮し、営業再開することにより、収入確保を図りました。</p> <p>施設整備においては、屋根及び外壁の補修、エレベーター及び空調設備の更新、客室のバス・トイレの設置、オストメイト対応の多目的トイレの設置、浴室の改装などの改修が行われ、以前からの多くの問題点が解決されました。この上は、平成29年度に行われる「えひめ国体」や「全国障害者スポーツ大会」関係者の受入施設として、より一層入浴設備や食品などの衛生管理に努め、また参加する各県選手等が快適に心地よく宿泊できるよう接客サービスの向上を図り、障がい者や高齢者に信頼される「合理的配慮の提供できる施設」となるよう職員の育成と更なる施設整備を進めてまいります。</p>	<p>大規模改修により施設固有の問題(各室にバス・トイレが設置されていないこと等)は解消された。休業期間があり、施設利用者数は減となったものの、ワンコインランチの実施などサービス低下を最小限に留めたこと、またオストメイト対応多目的トイレや浴室の改装など、障がい者に対して合理的配慮を行うよう努めたことは評価できる。</p> <p>施設利用に当たっては、利用者に対しその方法等について十分説明を行い、更なるサービス向上に努めていただきたい。</p> <p>事業利益が大幅に見込まれる場合には、施設の今後の維持補修、備品購入計画を作成し、可能な限りこれに充てること。</p>

8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

他施設との連携向上により、共通経費の経費節減や共同イベントの開催を行う等、障がい者福祉の向上が認められる。